



平成28年1月20日

「女性活躍加速化助成金」

今回は、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 H28.4.1施行）にさきかけて、女性の活躍推進に取り組む事業主の方を支援する助成金を取り上げました。

★ 助成金の概要

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組内容（「取組目標」）等を盛り込んだ「行動計画」を策定し、計画に沿った取組を実施して「取組目標」を達成した事業主及び、数値目標を達成した事業主に対して助成金が支給されます。

加速化Aコース 「取組目標」を達成した中小企業事業主に対して支給

支給額： **30万円**（1事業主1回限り）

加速化Nコース 「取組目標」を達成した上で、「数値目標」を達成した事業主に対して支給

支給額： **30万円**（1事業主1回限り）

★ 支給までの流れ

ステップ1 → 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（以下「行動計画」という）を策定しましょう。

※自社の女性の活躍状況を分析し、課題を見つけます。



①採用者に占める女性比率

②勤続年数の男女差

③労働時間の状況

④管理職に占める女性比率 は必ず把握しましょう。

※課題を見つけたら、課題を解消するための取組内容を決めます。

※行動計画には、

①計画期間

②現状をより良くする数値目標

③数値目標達成のための取組目標

④取組の実施時期 を盛り込みましょう。

ステップ2 → 策定した「行動計画」について都道府県労働局への届出、労働者への周知、公表や女性の活躍に関する情報公表を行いましょ。

ステップ3 → 数値目標の達成に向けた取組を実施し、取組目標を達成しましょう。

取組目標を達成した(複数の目標がある場合、どれか1つ実施した)時点で、

中小企業のみが → **加速化Aコース・30万円** の支給申請可能

目標達成期限：行動計画期間内

支給申請期間：取組目標達成日翌日より2ヶ月以内

ステップ4 → 数値目標を達成し、達成状況をサイトに公表しましょう。

→ **加速化Nコース・30万円** の支給申請可能

目標達成期限：取組目標達成日翌日から3年以内

支給申請期間：数値目標達成日翌日より2ヶ月以内

行動計画を策定した時、数値目標を達成した時には「**ポジティブ・アクション応援サイト**」に公表しなければなりません。

★ ポジティブ・アクション応援サイト とは、

全国の様々な企業が実際に取り組んでいる事例を紹介しているサイトです。

自社の取組を掲載し、紹介することが可能です。

★ 平成24年4月1日以降に、行動計画に準じた計画を策定し取組を行っていた場合の特例

行動計画に準じた計画を策定し取組を行っていたが、数値目標又は取組目標のいずれかが定められていなかった場合は、定められていなかった目標について、支給申請日までに新たに定め、労働者への周知等を満たせば、「一般事業主行動計画策定・変更届」の届出日翌日から2ヶ月以内の期間、支給申請を受け付けます。